

令和 3 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 臨 時 会 議 案

令 和 3 年 11 月 30 日 提 出

目 次

報告第10号	損害賠償の額の決定及び和解について	1
報告第11号	損害賠償の額の決定及び和解について	3
承認第6号	令和3年度東浦町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて	別添
議案第44号	令和3年度東浦町一般会計補正予算（第7号）	別添

報告第 10 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 8 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 3 年 7 月 27 日（火）午後 2 時頃、あいち知多農業協同組合森岡支店の駐車場において、職員が駐車場から出ようと公用車を後進させたところ、当該公用車の左部がポールに接触し、当該ポールが損傷した。

2 損害賠償の額

84,920 円

	東浦町	相手方
損 害 額	133,015 円	84,920 円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	84,920 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、84,920 円を支払うこととする。

報告第 11 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 30 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月25日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について

草刈作業時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和3年10月7日（木）午前10時頃、於大公園駐車場において、職員が肩掛式草刈機により草を刈っていた際、駐車してあった相手方の車両に当該草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両のフロントガラスが破損した。

2 損害賠償の額

154,190円

	東浦町	相手方
損害額	0円	154,190円
過失割合	100%	0%
賠償額	154,190円	0円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、154,190円を支払うこととする。